

個人情報保護委員会（第 326 回）議事概要

- 1 日 時：令和 7 年 6 月 25 日（水）13:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、
梶田委員、高村委員、小笠原委員、穴戸委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、
佐々木総務課長、吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、
片岡参事官、澤田参事官

4 議事の概要

（１）議題 1：第 63 回アジア太平洋プライバシー機関（ＡＰＰＡ）フォーラム結果報告について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

浅井委員から「今回で 7 回目の参加となった。今回は法改正と規制の今後の方向性をテーマとしたディスカッションセッションに参加し、個人情報保護法の 3 年ごと見直しに関わる検討状況について情報発信を行った。このセッションでは、当委員会の他に、香港、韓国及びオーストラリア・クイーンズランド州の各データ保護機関が登壇し、それぞれの法改正等の検討状況について発表が行われ、それに続いて、各国・地域が直面している課題等について、オープンディスカッションとして活発な意見交換が行われた。

法制度の見直しにおける様々な課題に対応するためには、他の国・地域における法制度や慣行から学ぶことが重要であり、そういった観点からも今回私が参加したセッションの議論は大変有意義であったと考える。

引き続き、当委員会の取組を積極的に発信する場としてＡＰＰＡフォーラムを活用し、アジア太平洋地域の個人情報保護を取り巻く様々な議論及び活動に、より一層貢献してまいりたい」旨の発言があった。

中湊専門委員から「今回で 9 回目の参加となった。各ＡＰＰＡメンバーからの報告として、私からは、ＤＦＦＴ推進のための当委員会の施策について紹介した。とりわけ最新の取組として、相互認証の枠組みの更なる発展、また、グローバルＣＢＰＲを始めとした国際的な企業認証制度の普及促進のための取組について説明した。これらの紹介を通じて、我が国においてＤＦＦＴ推進の取組が着実に遂行されていることを、参加各国機関に十分に認識してもらうことができたのではないかと考える。

昨年 11 月に当委員会が主催したＡＰＰＡフォーラムやサイドイベントでも、ＤＦＦＴは重要なテーマとして取り上げられていた。今回のフォーラムにおいて、継続的にＤＦＦＴ推進に関する当委員会の姿勢を打ち出すことができたのは大変良かったと感じている。

引き続き、ＡＰＰＡフォーラムにおいて当委員会の取組を積極的に発信

し、同フォーラムにおけるプレゼンスの向上に貢献していきたい」旨の発言があった。

(2) 議題2：特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件(案)の意見募集の結果について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり、決定することとなった。

(3) 議題3：学校における個人情報の漏えい等事案を踏まえた個人情報の取扱いに関する留意点について(注意喚起)

事務局から、資料に基づき説明を行った。

央戸委員から「文部科学省においては教育分野における情報セキュリティポリシーのガイドラインを定めており、改訂等もされているところである。同ガイドラインと、今回当委員会が行う注意喚起との関係で、現場でのすり合わせができるような状況になっているのかを伺いたい」旨の発言があった。

これに対し、事務局から「今回、文部科学省初等中等教育局の方とやり取りをさせていただき、本注意喚起文とその概要資料をお渡しする予定である。文部科学省から各教育委員会担当課への連絡文書においては、当委員会の注意喚起文の周知だけでなく、情報セキュリティポリシーガイドラインを、必要に応じて参照するようにお願いしますという点も記載されている。したがって、その部分でも連携がとれている形になっていると思う」旨の発言があった。

藤本委員から「資料にもあるが、学校では、成績など、十分に注意して取り扱わなければならない個人情報がある中、情報通信技術の利活用も進められていることもあり、個人情報保護は大変な取組になっていると推察する。作成いただいた注意喚起文書は、これまで現場で起こった事故事件とその分析に基づいてまとめられており、そのような難しい取組に多くの示唆を与えるものとして、とても良いと考える。是非、現場の皆様の手元に届くよう、普及啓発を継続して行っていただければと思う」旨の発言があった。

これに対し、片岡参事官から「内容について評価を頂き感謝申し上げます。御指示いただいたとおり、教育現場の皆様の手元に届くよう、普及啓発に努めていきたいと考えている。その方法として、注意喚起を発出するだけではなく、少なくとも今年度中は積極的に教育委員会や学校現場に行って研修を実施して、当方からの講義と併せて、教育委員会や学校現場の方々から個人情報の取扱いについて実情をお聞きし、いろいろな苦労もあると思うので、そういった情報も収集し、来年度以降には、こうして得られた情報も踏まえた分かりやすい動画などを作成し、広く視聴していただいて効果的な

普及啓発を行いたいと考えている」旨の発言があった。

清水委員から「今回、初めての試みとして、令和６年度に発生した教育現場における漏えい等報告を基に、生じやすい漏えい発生原因や再発防止策について注意喚起をまとめていただいたこと、大変前向きな取組と考えている。この注意喚起や研修資料を活用して、教育現場での一層の普及啓発をお願いしたい。その際の留意事項として、資料３の２ページ最初のポツに書いてあるように、「教育・研修等による個々の教職員の意識向上も大切」であるが、「組織的な側面」も必要と認識しており、各教育現場において事務対応ガイドに記載されているような管理体制が適切に整備され、運用されていくということが急務だと考えている。宍戸委員からも御指摘があったように、文部科学省も、個人情報保護法も考慮に入れた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を公表しており、その中で、管理体制について定めている。したがって、今後も実態調査や普及啓発を行っていく場合、文部科学省と連携をして進めていっていただきたい」旨の発言があった。

これに対し、片岡参事官から「清水委員の御指摘のとおり、文部科学省との連携は重要であると考えている。この注意喚起についても、個人情報保護委員会からの公表だけではなく、文部科学省から教育委員会等宛てに連絡していただくとともに、その文部科学省の連絡文書の中には、清水委員から御指摘のあった「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」なども参照するように言及されており、当委員会の注意喚起文と一体で周知する予定になっている。今後も、文部科学省との連携によって、効果的な普及啓発等を進めていきたいと考えている」旨の発言があった。

宍戸委員から「第１に、今回、教育分野、初等中等教育の現場における個人情報の取扱いの適正について、このような発信ができることは、非常に良いことだと思う。これは、公的部門と民間部門、国と地方の個人情報保護法制を一元化した令和３年改正の、非常に分かりやすい成果である。このように法制を一元化し、当委員会が監視・監督を一本化して行えるようになったということがあり、このように教育分野について、しっかりしたアドバイスができるようになったということは、当委員会として、今後教育分野におけるデータ利活用を進めていく上でも、非常に重要な貢献になるので、とても良いことだと思うし、しっかり発信してよいのではないかなと思う。

２点目は、個人情報の取扱いを行う現場の教職員の方々に意識を高めていただきたいということがこれまでの話にもあったが、現在の初等中等教育の現場においては、小中学校においても情報教育が行われることになっているほか、高等学校においては「情報科」という授業がある。したがって、学校の教員の先生方御自身が、情報について児童生徒に教える際に、情報セキュリティの話や個人情報保護についても教えられることになる。我が事

として、教員の方々にこの問題を理解していただくこと、また、そのような方々が教育現場におられるということが非常に重要だろうと思う。その関係は、教育行政を担っている文部科学省が得意とされているので、そのようなレベルまで立ち入った連携を、是非実施していただけたらと思う。

最後３点目、清水委員からも御指摘のあったところであるが、個々の教職員の取組を超えて、学校、あるいは学校を束ねる地方公共団体における教育委員会等の組織的な取組が非常に重要となる。本注意喚起文では、事案例、発生原因、再発防止策例などを具体的に記載しているが、今後、いろいろな場所で研修や意見交換会を行う中で、非常に良い取組をされている学校があると思う。データ利活用に熱心な先進的な学校は、当然そういった手当もされているだろうが、普通の規模の学校や非常に小さな学校でも、いろいろ苦心をされて、情報セキュリティあるいは個人情報の取扱いの適正に取り組んでいる学校が多くあるだろうと思う。そういった中から、ベストプラクティスを取り上げていって、「こういう取組をこの学校がされていますよ」ということを評価する又は横展開していくことも含めて、文部科学省と連携していただけるとよいと思う」旨の発言があった。

これに対し、大槻審議官から「１点目はそのとおりであり、文部科学省から連絡文書を出してもらい、当委員会の注意喚起文の宛先にも私立学校を含めるような形としているので、御指摘の点（公的部門と民間部門の一元化の点）を意識している。

２点目については、昨今、漏えいの案件の中で、教職員の方が設定間違いをしてしまった結果、児童生徒が誤って情報をのぞけてしまったとか、それを拡散してしまったというようなこともある。そういうことも射程に入れながら、また、これは情報教育の中身とも関係してくるかもしれないが、その点も考えながら文部科学省と連携していければと思う。

３点目については、これから研修や意見交換会などの実施により、現場の意見を聞いていきたいと思う。これまでに聞いた中でも、先生方が「自分たちだけでは（個人情報の漏えい防止の取組を行うことは）大変なので助けてほしい」というような意見もあった。逆に、今後「こんな工夫をしている」とか、その結果、「ミスが起こりにくくなった」というようなことが分かれば、積極的に横展開をしていきたいと思っている」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

以上